

令和 8 年第 1 回軽井沢町議会定例会 9 月会議

一 般 質 問 通 告

通告順	議 席 番 号 議 員 氏 名	質 問 事 項	備 考
1	3 番 小 山 裕 嗣	○軽井沢WineDays2026の成果は ○下水道インフラの老朽化及び管路閉塞は改善されたか	
2	4 番 眞 島 聡 子	○災害時の人的受援計画の実効性と必要人員の事前把握について ○感震ブレーカーの普及推進について	
3	6 番 中 澤 睦 夫	○宿泊税導入後の課題について ○災害時の避難体制の充実について	
4	5 番 福 本 修	○R u i z a _ A I について	
5	1 番 金 山 のぞみ	○軽井沢で育った若者が帰ってこられるまちづくりについて	
6	8 番 寺 田 和佳子	○令和 8 年度の発地市庭の指定管理料をめぐる予算計上のあり方について ○発地市庭の電気料の計上方法と、それに伴う高騰分の取り扱いについて ○本社経費の算定根拠の明確化について ○指定管理者制度の見直しと町のチェック体制強化について	
7	2 番 小 林 天 馬	○一次避難所における生活環境の充実について ○まちづくり共創事業の成果と、若者が住み続けられる共創の仕組みづくりについて	

令和8年第1回軽井沢町議会定例会9月会議

一般質問通告書

通告順	議員氏名	質問事項
1	3番 小山裕嗣	○軽井沢WineDays2026の成果は 昨年に引き続き、軽井沢ハーフマラソンと同時期の5月16日（土）と17日（日）軽井沢駅自由通路とさわやかホールにて、軽井沢WineDays2026が開催された。町長をはじめ近隣市町の首長、生産者によるオープニングセレモニー及びトークセッションも開催するなど、地域連携が意識され、多くの来場者が千曲川ワインバレーのワインを存分に楽しめたと承知している。今年度の開催についてはどうだったか、以下伺う。 （1）昨年の1日だけの開催から、今年は2日間の開催となったが延べ来場者数は。また、2日間の開催についてどのように分析しているか。 （2）オープニングセレモニー及びトークセッションの参加傾向や来場者対応等はどうであったか。 （3）出展されたワイナリーの反応や売り上げ等は昨年と比べてどうだったか。 （4）来場された方々の声はアンケートとして集約、分析されているのか。また、どのような声が聞かれたか。 （5）来場者がどのエリアから来場し、どのようにしてこのイベントを知ったのか。それらの分析は。 （6）今年は近隣市町のPRも含めたブースが設置されていた。この日は同日開催で東御ワインフェスタも開催されていた。しなの鉄道もブースを出して1日乗車券等、広域でのワインイベントを楽しむアプローチも可能であったのではと考えるが、今後の対応は。 （7）オリジナルワイングラスに留まらず、スタッフが着用していたポロシャツも購入希望の声が聞かれたが来年度の予定は。 （8）来年度以降に向けて更なる改善をすべく様々な課題も見受けられるが、情報発信等も含め、本イベントの総括について伺う。 （9）9月5日（土）から6日（日）にかけては、広域連携をより重視した「千曲川ワインデイズ」

通告順	議 員 氏 名	
1	3 番 小 山 裕 嗣	が小諸城址懷古園を中心に開催される。広域連携の観光戦略を重視する町長にとって、千曲川ワインデイズの協力体制をどのように築き、町として対応されているのか。 ○下水道インフラの老朽化及び管路閉塞は改善されたか 埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故を受け、下水道インフラの老朽化と管理体制が改めて問われている。2025年1月に発生した同事故は、硫化水素による管路の腐食が主原因となり、下水道管が崩壊、土砂が流入して管路閉塞を引き起こしたことが判明している。八潮市の事故は、事前の点検で「経過観察」と判定されていた箇所が発生しており、点検精度の限界が浮き彫りとなった。これを受け、長野県内でも緊急点検が実施された。昨年実施された「全国特別重点調査」の結果等も踏まえ、当町における老朽化チェックおよび管路閉塞対策の進捗について以下の通り伺う。 (1) 耐用年数と老朽化チェックについて、当町は特定の重点調査対象外とされていたが、インフラの老朽化リスクは同様に存在する。耐用年数を超過、あるいは接近している管路について、独自の優先順位に基づいた随時チェックは行われているか。 (2) 八潮市の事故では、高低差による流速の速さや硫化水素濃度の高さが劣化を促進させた。当町において、同様の「腐食のおそれが大きい箇所」を特定し、重点的な監視を行う体制はあるか。 (3) 2年前の一般質問では、油脂類の付着による管路閉塞が年間複数回発生しており、令和5年4月には立て続けに3回発生したことが報告されている。過去5年間で約910万円の閉塞対応費用を支出しているが、その後の発生頻度に改善は見られるか伺う。 (4) コロナ禍明けの観光客流入増加が油脂類排出に影響しているとの認識であったが、現在の閉塞発生件数および清掃コストの最新の動向はどうなっているか。 (5) 事業者への行政指導と定期検査の実施体制管路閉塞の主因は、飲食店等におけるグリストラップ（油脂分離貯留装置）の清掃不備や、家庭からの廃油流入にある。以前の調査では、旧軽井沢・

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
1	3 番 小 山 裕 嗣	中軽井沢の飲食店約50店舗のうち23軒に口頭指導が行われたが、その後、これらの店舗への定期的な立入検査は継続されているか。 (6)「職員数に限りがあるため定期的実施は困難」としていたが、指導後も改善が見られない事業者に対し、下水道法に基づく罰則規定の適用を視野に入れた、より実効性の高い行政指導は行っているか。 (7) 住民や別荘所有者に対し、下水道を「見えないインフラ」として放置せず、個々の意識改革を促すための新たな情報発信（情報推進課との連携等）は進んでいるか。

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
2	4 番 眞 島 聡 子	○災害時の人的受援計画の実効性と必要人員の事前把握について 大規模災害時には、自治体業務が急増する一方、職員自身や家族の被災等により、人員が不足することが想定される。外部からの応援職員を円滑に受け入れ、迅速な住民支援につなげるためには、必要な人員や受け入れ体制を事前に整理しておくことが重要であることから、以下について伺う。 (1) 町地域防災計画では受援計画を策定しているが、策定の目的と今後のスケジュールは。 (2) 実効性のある受援計画とするためには、「どの業務に、いつ、どの程度の人員が不足するのか」を事前に把握する必要がある。 ①災害時に町職員だけでは対応が困難になると想定される業務は。 ②発災後24時間、72時間、1週間といった段階ごとに、必要となる職員数と町で確保可能な職員数を把握しているか。 ③職員や家族の被災、子育て、介護等により参集できない場合を想定し、職員の家庭状況や被災状況を把握した上で現実的な人員計画とする考えは。 ④災害時には町民人口を上回る対応が必要となることから、別荘利用者、観光客、帰宅困難者、外国人を含むすべての滞在者を対象とした災害対応業務と、それに必要な人員体制について検討する考えは。 (3) 応援要請の判断基準と要請ルートについて。 ①応援要請を行う際の判断基準と判断責任者は。 また、町長・防災担当部局・各担当部局の役割分担の明確化や、県・相互応援協定自治体・応援対策職員派遣制度等の要請ルートの整理は。 ②被害の全容が把握できていない段階や、夜間・休日に発災した場合でも、早期に相談・要請できる連絡体制と手順となっているか。 (4) 応援職員の受け入れ体制について、応援職員が到着した際、円滑に配置し、業務に従事してもらうため活動環境を確保する必要がある。 ①応援職員を調整する責任者と担当班を決めているか。また、配置部署や業務指示をする者や応援職員の交代時に業務記録や未処理案件の引き継ぎ方法を受援計画に位置づける考えは。 ②執務場所、パソコン、通信環境、庁内システム

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
2	4 番 眞 島 聡 子	の利用、車両、駐車場所などを確保する手順を定める考えは。 ③応援職員の宿泊場所のリスト化、宿泊施設との連携、災害時の宿泊施設使用可否の確認を受援計画に反映する考えは。 (5) 町はどのような庁内体制で受援計画の策定を進めるのか。また、職員への周知や全庁的な受援計画の訓練を行う考えは。 ○感震ブレーカーの普及推進について 消防庁は、大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及推進を提言した。国の防災基本計画にも感震ブレーカーの普及が位置づけられ、各自治体には地域防災計画の見直しや具体的な普及計画の策定が求められている。あわせて住民と危機意識を共有し、地域単位で重点的に設置を進めることが重要である。 (1) 地震時には、火災の同時多発、消防力の劣勢、水利の使用不可や道路通行障害等により、消火困難となり被害が拡大するおそれがある。 ①町内の木造住宅が密集する地域や延焼の危険性が高い地域、消防車両の通行できない狭隘道路等の状況および消火活動上の課題は。 ②震度5程度の地震が発生した場合、道路の損傷や家屋、樹木、電柱等の倒壊により、緊急車両の通行が困難となることが想定される路線予測の状況は。また、緊急車両が通行不能の場合の消火活動への対応は。 ③地震発生時に火災が発生すれば、消防署職員や消防団に、消火活動と人命救助活動の両方が求められ、負担や危険性が増すことが想定され、震災による火災を未然に防ぐための取り組みが重要と考えるが町の認識は。 (2) 地域防災計画において、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な計画を策定することが重要であるが、今後の取り組みを伺う。 ①普及推進のための重点的な広報活動の現状は。 また、地域防災計画に盛り込むため、感震ブレーカー普及推進に関する計画を策定する考えは。 ②既存の火災予防・地震対策の体制を活用し、関係機関等が連携して地域の実情に応じた感震ブレーカーの普及推進体制を整える考えは。

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
2	4 番 眞 島 聡 子	③普及推進のため住民に向けた地域密着の取り組みは。 (3) 東日本大震災等で発災した火災の6割が電気に起因する火災と言われる。消防庁では地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅火災警報器や防災品、住宅消火器等の普及とともに感震ブレーカーの普及を加速させるとしている。 ①地震発生時に住宅からの出火による被害から命を守るため、感震ブレーカー、火災警報器、防災品、消火器等の購入費用補助や設置のための支援を行う考えは。 ②集合住宅であり、火災の広がりやすい町営住宅や、町公共施設等への感震ブレーカーや停電時に点灯する電灯設備等の設置状況と今後の取り組みは。

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
3	6 番 中 澤 睦 夫	○宿泊税導入後の課題について 当町は、本年6月1日より、長野県の宿泊税と合わせ、国際親善文化観光都市として、観光客にも住民にも愛される「保養文化都市・軽井沢」を築くことを目的に「宿泊税」を導入した。観光インフラ、環境保全、文化財の保存等の整備に活用する方針を示しており、導入後の実績も振り返り、特に徴収事務の安定化と、使途の明確化が重要だと考えるため、以下について伺う。 (1) 毎月の徴収と町への納付事務について、宿泊事業者に過大な負担は生じていないか。また、徴収方法についての徹底や事業者からの相談はどのように対応しているのか。 (2) 令和8年度の宿泊税の徴収見込額及び令和9年度以降の徴収額の見通しは。 (3) 宿泊税の使途について、町の「宿泊税活用検討会議」でも議論されているが、一般会計からの支出が適当とされる事業について、観光振興という理由で宿泊税が「なし崩し的に使われる」との指摘がある。徴収する宿泊施設の従業員が使途について説明ができなければ安定した運営はできないと思うが町の見解は。 (4) 宿泊税を活用した観光地間を直結する広域バス路線の新規運行支援に係る県の補助制度があり、7月16日に3地域が採択された。宿泊税の使途が明確で、オーバーツーリズムの緩和や観光客の分散、自治体間連携による滞在型観光の推進に繋がる。当町においては「千曲川ワインバレー」・佐久市などの日本酒の蔵元を巡る広域観光バスの運行が有効と考えるが町の見解は。 (5) 「顧客満足度」などアンケートを計画しているとのことだが、質問内容はどのようなものか。また、宿泊税制度の改善・充実はどのように進めるのか。 ○災害時の避難体制の充実について 熊本県の大震災では、今も被災者の避難生活が続いている。体育館などに避難した人たちは当初、床に雑魚寝を強いられた。プライバシーもなく、熱中症への懸念から車中泊を選択する避難者もいた。災害関連死をなくすためにイタリアや台湾などでは「TKB48」という国・自治体・ボランティア等が連携し、発災後48時間以内にトイレ、キッチン、

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
3	6 番 中 澤 睦 夫	ベッドを被災者に届ける支援体制が整えられている。当町においても避難所の充実を図る必要があると考えることから以下について伺う。 (1) 当町で避難所が必要になる可能性が高いと想定される災害は何か。 (2) 当町は観光客が多く、大規模災害が発生した場合、東京方面に移動することが困難になることが想定される。その場合、観光客を避難所で受け入れるのか、ホテル等を一時的に借り上げるのか。どのような対応を計画しているのか。 (3) 先進国であるイタリアや台湾では、テントやトイレコンテナ、間仕切り、ベッドの設置だけでなく、キッチンカーなどにより食事が提供される。当町ではトイレ、間仕切り、食事について避難所はどのような準備がされているのか。国際基準に沿ったものか。 (4) 避難所における夏季の高温や冬季の寒さへの対策はどうするのか。体育館などにエアコンを設置する考えは。

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
4	5 番 福 本 修	ORuiza_AIについて 新たに導入された生成AI、通称「Ruiza_AI」の全庁的な運用が、本年8月より開始された。今後の展開はステップ1、ステップ2として段階的に描かれており、ステップ1では職員の業務効率化を、そして令和11年度からの実装が予定されるステップ2では住民サービスの向上を主眼としている。Ruiza_AIの活用範囲は今後さらに広がりを見せていくことが見込まれるが、その先にあるべきは住民福祉の向上にほかならない。掲げられた目標の実効性を担保するためにも、その具体性や費用対効果などについて検証すべく、以下質問する。 (1) Ruiza_AI類似の名称として「Louisai」というサービスが存在する。名称の選定にあたり、商標権などの法的問題が発生する可能性をどのように評価したのか。 (2) Ruiza_AIの活用により、職員の業務時間を年間8,000時間削減するとの目標を掲げているが、何年度に達成する見込みなのか。 また、8,000時間の削減効果を人件費に換算した場合、金額にしてどの程度の価値を見込んでいるのか。 (3) これまでコンサルタントに全過程を委託していた各種計画書の作成について、今後は「大半の過程を町独自で作成する」との方針が示された。委託費の削減と職員の専門性向上という観点から望ましい方針だが、令和8年度以降に予定されている具体的な計画策定において、どの程度、町独自での作成に切り替える方針か。コンサルタントへの委託をゼロにするのか、あるいは高度な専門判断のみを委託し、事務作業をAIが担うのか、その役割分担の具体的設計を伺う。 (4) 財務会計プラグインを利用しているが、具体的な用途は。また、既存の会計システム自体を将来的に変更する意向があるのか。あわせて、軽井沢病院の会計システムにおいても、同様のAI活用による効率化が可能であると考えているか。全庁的なDX推進の観点から、病院業務への波及効果について見解を求める。 (5) クローズドネットワークでの運用だが、町の機密情報や住民の個人情報を学習データとして利用することについての見解を伺う。

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
5	1 番 金 山 のぞみ	○軽井沢で育った若者が帰ってこられるまちづくりについて 町では、軽井沢学などを通じて、子どもたちが地域について学び、ふるさとへの愛着を育む取組みや子どもたちと地域とのつながりを育む取組が進められている。一方で、軽井沢で育った若者が、将来「軽井沢に帰りたい」と思ったときに、帰ることのできる環境を整えておくことも重要である。 「人とのつながり・仕事・住居」の三つの観点から、軽井沢で育った若者が帰ってこられるまちづくりについて、以下伺う。 (1) 現在の町民のうち、軽井沢町で生まれ育った人がどの程度を占めているのか把握しているか。また、その割合の推移を把握しているか。 (2) 町職員のうち軽井沢町で育った職員の割合及びその推移を把握しているか。また、道路や地区の特性、過去の災害、地域の歴史、住民とのつながり等、地域での生活を通じて培われる「地域知」を、今後どのように組織として継承していく考えか。 (3) 軽井沢で育った若者が町外へ転出し、そのまま戻らない状況が続くことが、将来的な地域の担い手の確保や地域コミュニティの維持に及ぼす影響について、町はどのように認識しているか。 (4) 町外で暮らす軽井沢出身の若者について、将来のUターン意向や、仕事、住居、人とのつながりなど、帰りたいにもかかわらず帰れない理由を把握しているか。把握していない場合、アンケートやヒアリング等による実態調査を行う考えはあるか。 (5) 軽井沢学や地域との交流などを通じて育まれた地域への愛着やつながりを進学や就職で町外へ出た後も継続するため、町外で暮らす軽井沢出身者と町・地域とが継続的につながる仕組み、例えば「ゆうすげの集い」を都内で開催するなどの仕組みを構築する考えはあるか。 (6) 軽井沢へ帰りたいと思っていても、希望する職種や働き方など、町内で自分の希望に合った仕事を見つけることが難しいことがUターンの障壁となっている可能性について、町はどのように認識しているか。また、若者が軽井沢に帰って働くという選択肢を持てるよう、町としてどのような取組が必要と考えているか。

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
5	1 番 金 山 のぞみ	(7) 町内の地価、住宅価格及び家賃等が、軽井沢で育った若者のUターンや町内での自立した生活の障壁となっている住宅課題について、町はどのように認識しているか。 (8) 子育て世代向け住宅の整備に加え、若者やUターン希望者等が町内で自立して生活できるよう、白馬村で建設が検討されている「定住促進住宅（アフォーダブル住宅）」のような手頃な価格・家賃の住宅を確保する施策を検討する考えはあるか。 (9) 新築住宅の整備だけでなく、町内の活用可能な空き家や既存住宅を借り上げ・改修するなど、若者やUターン者向け住宅として活用する仕組みとして補助などを検討する考えはあるか。

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
6	8 番 寺 田 和佳子	○令和 8 年度の発地市庭の指定管理料をめぐる予算計上のあり方について 本年 3 月の予算決算常任委員会で令和 8 年度当初予算審議の際、発地市庭の指定管理料 100 万円の矛盾を指摘したところ、差額の 100 万円は電気料高騰分との説明があった。他の指定管理施設にはない記載も見られたことから、改めて指定管理施設の予算計上方法等について伺う。 (1) 令和 8 年度当初予算は、指定管理料 2,470 万円という総額のみで議会に上程された。これは、本来性質の異なる指定管理料 (2,370 万円) と電気料高騰分 (100 万円) とを合算したものであるにもかかわらず、内訳を示す注記や積算根拠もなく一括計上されていた。どのような理由からこのような指定管理料と電気料高騰分が一括で計上されたのか。また、今後の改善方法は。 (2) 指定管理者選定時 (令和 7 年 10 月) に提出された収支計画書では「施設全体の電気料 1,100 万円」、シンワ社が指定管理者に選定された後、提出した「令和 8 年度の収支予算計画書では 1,000 万円」、同じ資料には「町からの電気料補填の欄には 0 円」とある。なぜ、電気料高騰分 100 万円を町が用意する必要があるのか、100 万円の積算根拠も含め伺う。 (3) 発地市庭の光熱水費については、第 3 期の募集要項では「前年度実績の 110% 以下は町の負担 (指定管理料に含める) とし、超えた分は指定管理者の負担とする。ただし、指定管理者以外の責によるものは町との協議とする」と定められている。令和 7 年度実績は全体のうち指定管理者分は約 640 万で、令和 8 年度予算を約 700 万とし、すでに電気料高騰を考慮し予算建てしている。発地市庭以外の指定管理者の予算建てはどうなっているのか。また、町独自に 110% 以上高騰するとし当初予算に追加計上した施設ごとの金額は。 (4) 当初予算において令和 9 年度から 12 年度までの債務負担行為として発地市庭は電気料高騰分 490 万が上乗せされ、4 年間で 1,960 万円計上されているが、他の指定管理施設では上乗せされていないが是正する考えは。 ○発地市庭の電気料の計上方法と、それに伴う高騰分の取り扱いについて

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
6	8 番 寺 田 和佳子	発地市庭の電気料高騰分の取扱いは、第2期（令和3～7年度）と第3期（令和8年度～）とで、名目・仕組みが異なっている。 第2期では、募集要項に「前年度実績110%を超えた分は指定管理者の負担」と明記されていたにもかかわらず、指定管理者はこれを無視した予算建てをし、その超過分を年度ごとに別途「電気料高騰に係る協定書」を締結し、全額町が補填していた。これを踏まえ伺う。 （1）第2期において、指定管理者が毎年立てる収支予算計画（令和5年から令和7年）のシンワ社分の電気料は電気料が高騰する時期にもかかわらず640万円で固定されていた。なぜこれを認めておきながら、高騰分を補填したのか。 （2）一方、第3期では、110%を超過する場合は協議が必要と記載されていたものの、年度当初に作成した年度協定書ではこの「協議」ではなく「100万円を限度に支払う」という限定給付に置き換えられている。この設計の変更にあたり、どのような検討が行われたのか。その際、指定管理者選定の公平性の担保についてはどのような議論されたのか伺う。 ○本社経費の算定根拠の明確化について 本年3月の一般質問において、本社経費について町は「経理・採用・研修・福利厚生や緊急時の応援体制維持など人事労務等の管理機能に係る本社経費を含めることは、他自治体でも必要経費として整理されており、不適切ではない」と答弁している。しかし、指定管理者は、選定時の提案資料に、経理体制については「公益法人会計の経験者を配置し、正確で効率的な経理処理を行う」と明記している。それを踏まえ伺う。 （1）この本社経費は、どの規定・契約に基づいて指定管理料に算入されているのか、業務委託契約書の有無とあわせて伺う。 （2）第2期の本社経費は、落札時提案額が年250万円であったのに対し、実績額は年度によって最大330万円まで増額されている。また第3期では、落札時提案額そのものが年350万円へと増額されており、第2期との差は5年間で500万円にのぼる。それぞれの増額について、町はどのような根拠で妥当と判断したのか。

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
6	8 番 寺 田 和佳子	(3) 同じ業者が指定管理を行なっているくつかけテラスにおいては、本社経費は実務的な業務対価ではなく収支の帳尻合わせのために使っている可能性があることを示す資料がある（町が作成した令和5・6年の評価シート）。この点からも、即時に本社経費についての規定を協定書に設ける、もしくは業務委託契約書を取り交わす必要があると思うが、いかがか。 ○指定管理者制度の見直しと町のチェック体制強化について (1) 電気料高騰分を年度当初に一旦支払う方法をとっているのは発地市庭だけであり、本社経費の算定根拠も規定がなく、町の監査も毎年できていない状況である。根底には指定管理者制度に対する考え方や、予算や決算の経理処理の扱いが施設ごとにバラバラであることがこうした不透明さの根本にあるのではないか。町として指定管理者制度全体に対し、統一的な運用基準とチェック体制を整備し、より厳格な管理を行う考えはあるか。

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
7	2 番 小 林 天 馬	○一次避難所における生活環境の充実について 能登半島地震や熊本地震では、避難所における寝床環境やプライバシーの確保など、避難生活の質が大きな課題となっている。軽井沢町地域防災計画では、指定避難所における良好な生活環境の確保や備蓄体制の整備を推進するとともに、自主防災組織活動育成事業補助金等を活用し、自主防災組織による備蓄等を支援することとしている。 また、町では地区公民館等を一次避難所として位置付けているが、近年の大規模災害では、道路寸断や停電等により、一次避難所で一定期間の避難生活を送ることも想定されるため、発災直後に必要となる備蓄品を確保し、寝床環境をはじめとした生活環境を整えることが重要であると考えている。 そこで、一次避難所における生活環境の充実について、以下伺う。 (1) 一次避難所である地区公民館等における備蓄品について、町はどのような考え方で整備を進めているのか。また、避難所用資機材は集中備蓄を基本として必要に応じて搬送する考え方なのか、それとも一次避難所にも必要最低限の備蓄を行う考え方なのか。 (2) 軽井沢町自主防災組織活動育成事業補助金について、内容やこれまでの利用実績はどのようなになっているのか。また、地域防災計画では、備蓄品等の整備に加え、自主防災組織の活動が継続して活性化するソフト対策を盛り込んだ制度を目指すとしているが、現在の制度内容はどのようなものか。 (3) 一次避難所である地区公民館等の避難所生活環境の充実や自主防災組織による避難所機能の強化を進める考えはあるか。 ○まちづくり共創事業の成果と、若者が住み続けられる共創の仕組みづくりについて 人口減少や担い手不足など、地域課題が複雑化する中、町民、地域団体、事業者、企業、大学・研究機関等が、それぞれの知識や経験を持ち寄り、地域の課題解決や新たな価値の創出につなげる「共創」の考え方が重要となっている。 また、子どもたちや若者が将来も軽井沢に住み続けたい、あるいは一度町外へ出て戻ってきたいと思える地域をつくるためには、子育てや教育、住環

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
7	2 番 小 林 天 馬	境に加え、地域とのつながりや学び、仕事、挑戦の機会を持てる環境も重要であると考えます。 町では、令和7年度にSUNDRED株式会社への委託によりまちづくり共創構築事業を実施し、令和8年度には、これを踏まえたまちづくり共創推進体制整備業務を進めている。こうした取組を一過性の事業にとどめず、地域の課題を把握し、人や知識をつなぎ、活動を支援し、新たな価値や仕事を生み出す「共創のエコシステム」として、持続的な仕組みに発展させていくことが重要と考える。そこで、これまでの取組の成果と評価、今年度の事業の目的、今後の地域活動や新たな仕事・産業創出への展開について、以下伺う。 (1) 7年度に実施したまちづくり共創構築事業について、住民との対話やアンケート、ワークショップ等から示された5つのテーマを、今後のまちづくりにどのように生かしていく考えか。また、8年度の事業について、町はどのような成果を期待し、委託事業者の選定に当たってどのような点を重視したのか伺う。 (2) 共創の仕組みを構築する上では、現在町内で暮らしている住民だけでなく、町外へ転出した若者や、かつて軽井沢で暮らしていた方、住みたい・住み続けたいと思いながら町外で暮らしている方などの声も把握することが重要と考える。 ①若者の町外流出や働く世代の居住・就業等について、町はどのような課題認識を持っているか。 ②今年度実施するウェルビーイング調査等に加え、人口、就業、通勤、住宅等のデータも活用して地域課題を把握・分析し、共創事業や今後の施策形成につなげていく考えはあるか。 (3) 8年度の共創事業では、くらしコーディネーターや専門家による支援チームを配置し、区をはじめとする地域活動や既存団体への助言・伴走支援を行うとしている。 ①地域活動の担い手不足や役員の負担が課題となる中、こうした支援をどのように担い手の育成や負担軽減につなげ、持続可能な地域活動の仕組みとしていくのか。 ②くらしコーディネーターの募集では、町外・二地域居住者も対象とし、資格や経験を地域のために生かしたい人材を募っているが、こうした多様

通告順	議 員 氏 名	質 問 事 項
7	2 番 小 林 天 馬	な人材を地域活動や既存団体とどのようにつなぎ、継続的な担い手やサポーターとして生かしていくのか。 (4) 8年3月の予算審査において総合政策課長より、「軽井沢町では工場誘致ではなく、頭を使う企業、スタートアップなども考えながら進めていきたい」との答弁があった。現在進めている共創事業において、観光業に加え新たな仕事や事業、スタートアップ等の創出につながる視点を取り入れ、若者の就業・起業機会の創出につなげていく考えはあるか。また、町としてどのような分野や形を想定しているのか。 (5) 6年9月議会にて住民から寄せられる意見や要望等を一元的に把握・共有し、政策形成に生かす「住民の声管理システム」を提案し、7年9月議会ではノーコード・ローコードツールを活用し住民の声の進捗管理や内容を統計的に把握し政策に反映する仕組みを構築していくとの答弁があった。今回の共創事業においても住民対話やウェルビーイング調査、データ分析の専門家を含む支援チームを配置するとあるため、これまでの取組を発展させ、住民の声と人口、就業、通勤、住宅等のデータを庁内横断的に組み合わせ、地域課題の把握・分析から施策の立案、実施、効果検証までをつなげる「共創×EBPM」の仕組みを構築していく考えはあるか。また、そのためのデータ活用基盤やシステムの導入・構築について検討する考えはあるか。